

第五章

日本を平和の中で 発展させたのは 天皇の存在だ

一、古代の天皇

日本を初めて統一した大和朝廷の下、天子の姓を易えず、つまり易姓革命をなさず、一つの王朝の下にあり、現在もその王朝を戴いていることの幸せおよび歴史発展での貢献は、日本人よりも、私のように台湾人で外から見ている者の方がよく分かる。

一〇世紀末に皇帝となった宋の太宗は、東大寺からの渡来僧ちやうねん裔然から日本の万世一系の話を目にして、とても日本に憧れ、それは島夷とういしかできないことと嘆いた。宋以後の渡宋、渡元、渡明僧の中には中国に森も寺もない殺風景な情景を見て、わざわざ中国にまで来て学ぶことはないと嘆いた留学僧もいた。

じつは太宗自身、兄太祖を暗殺した疑いがあった。というのも万以上の数で太子一族を殺したからだ。もちろん皇族間の殺し合いは決して宋代だけではない。中国歴代王朝の皇帝は約二〇〇人を数えるが、天寿を全うできなかった者が三人に一人もあり、朝鮮半島は中国よりも過酷であり、新羅朝も高麗朝も国王が平均二人に一人が殺されたのだが、それがしばしば皇族間の殺し合いで起こるのだ。儒教思想の理論によれば、徳をもつ「有徳者」が天命を受けて天子になり、天下万民を統率するという「易姓革命」の大義名分がある。が、中国の明君と言われる皇帝を検証してみても、一族兄弟皆殺しのみならず、漢の武帝の親子、唐の則天女帝の母子、

兄弟姉妹での殺し合いがあった。中国随一の名君と言われる唐の太宗も六二六年の玄武門の変で、兄太子と弟斎王一族数万人を殺してから帝位につき、明君となった。

中国史で一族皆殺しにし、民衆虐殺をしないかぎり、天子にはなれなかったのは、第三章で見たように歴史の法則のようなものだ。南朝の宋は南京で劉一族が争い（内ゲバ）、虐殺を繰り返し、とうとう帝位を継ぐものがいなくなり、王朝が消滅してしまった。

もちろん日本も皇位の継承が一貫して穏やかに行われたということではない。古くは武烈天皇のところでも血統が途絶えてしまい、大和朝廷は消滅の危機に陥った。このとき武烈天皇より十代前の天皇である応神天皇の五世の孫を迎えて、継体天皇として皇統を守ったことがあった。

第三十二代天皇崇峻天皇は、物部氏と蘇我氏の争いで物部氏が敗れて滅んだ後、五八七年に天皇となった。崇峻天皇はやがて物部氏を滅ぼした蘇我馬子と対立するようになり、馬子によって殺された。臣下によって殺されたことがはっきりしているのは、この崇峻天皇だけだが、これによって、日本の天皇にも臣下に殺された天皇がいることは確かだ。

蘇我氏の勢いは大きく、ここで易姓革命が行われてもおかしくはない状況が出てきたが、六四五年、乙巳いつしの変で、後の天智天皇となる中大兄皇子と後に藤原氏の祖となる中臣鎌足が協力して宮廷で蘇我入鹿を斬り殺し、易姓革命の芽が摘まれる。

だが、時代が遷り、やがて天皇は、政治の実権を失っていく段階に入る。

古くは天皇は、神道の祭主であると同時に政治も実際に行っていたが、国家としての営み、いわゆる国事行為が高度化するにしたがって、政治の実務から離れ、政治の実権は失っていくことになる。八世紀から一〇世紀にかけては、政治の実権は藤原氏に移り、さらに細かく見れば、この期間には、天皇が早々に次の皇嗣に天皇の位を譲り、自らは上皇（太上天皇）となつて、すでに少なくなつていた天皇の政治的実権を天皇ではなく上皇が行使用することになり、天皇としては少なくなつた政治的実権をさらに失うようになった。天皇は、年かさのいかなき子供がまさに象徴的に就くようになっていった。

二、中世の天皇

一一九二年、源頼朝が鎌倉幕府を開き、政治的実権は、朝廷外の、武家の棟梁が掌握することとなった。

一三三三年、後醍醐天皇による「建武の中興」が起り、政権を奪回したが、たちまち失敗に終わった。後醍醐天皇に反旗を翻した足利尊氏は一三三六年自ら別の天皇を立て、天皇は足利尊氏の立てた北朝の天皇と、後醍醐天皇の側の南朝の天皇と、二人の天皇が立つて争つた。

やがて、南朝は北朝に吸収される形で消滅し、現在の皇室は北朝の系統を引くものである。朝廷が二系統に分かれて争うこともあったということであり、万世一系でなくてはならない天

皇としては看過できない深刻な問題である。

戦国時代、皇室は経済的にも衰微し、滅ぶ危機があつたが、これを助けて大いに経済的援助をした戦国武将の巨頭は織田信長である。しかし織田信長は第四章で述べたように、中国の易姓革命の歴史観に冒されるところがあり、最終的に天皇をどのようにしようとしていたのかは分からない。そこで述べたように、天皇が与えようとする位階を受けようとしなかったり、正親町天皇に讓位を迫ったり、朝廷の定める曆に改曆を迫るなど、朝廷を廃止する恐れもあつた。想像の範囲内ではあるが、第一章で述べたように、明智光秀の謀反は、皇室を守ろうという動機があつたと思われる。その意図が少なくとも動機の一部にはあつた、と言つてよいだろう。信長は、戦争の仕方から判断して、中国の戦争の仕方をモデルにしているところがあつた。自分が天下を完全に掌握した段階で、天皇を追放し朝廷を廃止することは、ありえないと私は思われるが、しかしまったくありえないとは言えないのではないか。

だが、信長がたとえ天皇を追放したとしても、自ら天皇となることはできなかったであろうことは確実に言える。天皇を追放し、天皇を存在しなくさせることはできても、自らを天皇にすることはできない。いかに武力が強大であろうと、天皇をめぐる歴史の重みを撥ね返すことはできないと、確信をもつて言える。

どのように武力を行使しても、そして神話にも繋がっている朝廷の天皇を廃止しても、自らが天皇となり天皇と呼称することはできなかったであろう。歴史というものは、人間の生き方

の総体であると言える重みが出てくるものであると言わなければならない。

三、江戸時代の天皇

次に徳川幕府であるが、武力で日本を統一した徳川幕府の政治的な力は強大だった。公家諸法度などを、一方的に定めるなど、武力を根拠にした公家への介入は大変なものであったが、朝廷を廃止しようとはしなかった。廃止しようとすれば廃止できるだけの武力的基盤は持ちながら、それはしなかった。その時代に生きる者は、その時代以降の日本人にも責任を持たなければならぬと、家康は歴史を知る者としての見識に揺るぎがなかったのであろう。

だが、このように徳川幕府の巨大な政治権力の下に細々と存続するしかない朝廷はいったいどんな社会的意味を持っていたのか。経済的に見れば無駄な存在なのではないかと、私はともかく、日本の外から見ている外国人はいついそう見てしまいそうだ。日本人の中にもそう思う人が少なからずいる。

だが、京都の御所にひっそりと存在する天皇は、果たして無意味だったのだろうか。そのことは天皇自身もよく考えたに違いない。

考えてみるに、政治的権力をまったく奪われている天皇として、できることは何であるか。それは皇室において受け継いでいる祭祀を行い、そして民の平安、幸福を願うことであつた。

徳川幕府は、そのような民の平安と幸福を祈ることしか社会的に存在していない皇室の下で、しかしながら形式的にはそこから権力を委譲されて政治を行っているとすれば、民、人民を大切に政治から外れて恣意的な政治を行うことはできないことになる。したがって、徳川幕府を主宰する征夷大將軍は、中国の皇帝のように、恣意的に権力を行使し、暴君となることはありえなかった。

一七八〇年に天皇になった光格天皇は、閑院宮典仁親王の第六王子の祐宮(のち兼仁)が、前の後桃園天皇に皇女しかいなかったため、急遽、養子に迎えられ、皇位を継ぐことによつて天皇になった。光格天皇は九歳で即位した。即位してから数年後の天明二年(一七八二年)から天明七年(一七八七年)にかけて発生した天明の大飢饉の際に、京都御所に向かつて救済を祈る民が集まり始めたのである。人々は自分たちの窮状に目を向けない幕府権力を見限り、御所に向かつてお祈りをし、門から賽銭を投げ込んで救いを求めた。初めは数人の規模のものであったが、一〇日後には七万人にも達して御所を囲んで巡って歩いた。これにひどく心を痛めた光格天皇は、民衆の救済を京都所司代に申し入れ、聞き届けさせたのである。

これは、江戸幕府の創設以来、幕府に委ねられていた内政上の事項に対し、天皇が初めて関与した事例で、幕府もこれに従った。これは極めて大きな意味を持った。

第二百一十代孝明天皇(在位一八四六―一八六六年)は、明治天皇の父である。ペリーが浦賀に来航した嘉永六年、一八五三年から明治維新に至る幕末の一五年間は、孝明天皇の在位の時

期であった。十六歳で皇位を継承して三十六歳で没するまでの二〇年間は国難の時期である。京都の御所の奥深いところで、孤独に耐えながら詠まれた御製を紹介しよう。

あさゆふに民やすかれと思ふ身のころにかかる異国の船

解説は不要であろう。

此の春は花うぐひすも捨てにけりわがなす業ぞ国民の事

鶯の声を聴いて心楽しむということも取りやめたという心持ちを歌ったもので、天皇の心をつねに占めていたのは国土の保全と国民の安寧であった。

神ごころいかにあらむと位山おろかなる身の居るもくるしき

神の心がどうであらうかと思うと、愚かな自分が天皇の位に居ることが苦しくてならない、という意味である。

孝明天皇は攘夷の意思が固く、開国に反対であったため、秘かに毒殺されたといううわさが

ある。しかし、天皇が民のことを思い、日本の行く末のことを思うのには変わりない。一般人にある私心のようなものがいささかもない。

四、天皇の存在あつて克服できた幕末の危機

建国以来、連綿と続いている皇室の下、幕末から明治にかけての国家的な危機はどのように乗り越えられたか。

有り体に言えば、幕末の紛争は、徳川幕府と、そして一六〇〇年に関ヶ原の合戦で敗れた外様の薩摩と長州兩藩との主導権争いだった。このとき、薩摩と長州が徳川幕府を倒して兩藩が新たに幕府を開くという形であれば、紛争は幕府政権をめぐる易姓革命のようなものであり、その場合は必ずや血みどろな戦いとなったであろう。しかし、薩摩と長州は自分たちが幕府を開くとは言わなかった。朝廷に政治を返せと言ったのだ。そうなれば、徳川幕府は薩摩と長州の下に降伏するというのではなくるから降伏しやす。

一八六八年、薩長連合の軍と幕府軍は鳥羽伏見で激突する。最後の將軍徳川慶喜は幕府軍は決して軍力で劣っているわけではないことを知りながら、薩長連合軍に、天皇の旗である「錦の御旗」がかかっているのを見ると、戦乱となるのを避けるため、負けているとは言えないのに、松平容保ら引き連れて一目散で大阪から江戸に逃げ帰った。日本人の中にこのときの慶

喜の行動を部下を置き去りにして退却した卑怯な行為と見る人もいるようだが、これはまちがっているのではないか。慶喜がいれば戦いの続行は避けられなくなるので、それを避けるためにあえて大坂城を去ったのだらう。かくして、日本は大危機を大和朝廷なる皇室を利用することによって乗り越えることができた。

その後、政府軍が東北諸藩を攻撃した戊辰戦争で、かなりの死傷者が出た。だが、これを除けば血を多く流さず政治体制の大変革をなしとげたのだ。

イギリスやフランスが干渉しようとしても干渉のスキを与えなかった。徳川慶喜は、フランスの公使より軍事的支援を申し出られるが、これを断った。

このような国家的危機を乗り越えられたのは、そのとき天皇が存在していたからと言うより外はない。天皇が有史以来の存在であつたことの意義はまことに大きい。私は台湾の出身だが、日本の天皇の存在は、中国や韓国から見れば極めてうらやましいものであり、世界的意義があると言わなければならない。中国のボスの習近平国家主席でさえ、主席になる前に日本の天皇への拝謁（はいぎやく）によって格をつけたという事実から見て、世界的には日本の天皇は別格であり、「万邦無比」なのである。

五、偉大なる明治維新

かくして、最小限の戦乱をもって、天皇の下に政治の権力が戻ってきて政治が一元化した。そのことを明確にするためには、土地と人民を天皇に返す手続きをしなければならぬ。従来徳川幕府の下、国土は藩に分かれ、各藩ごとに土地と人民とが藩主に、私的に支配されていた。この体制を六四五年の大化の改新に始まる公地公民の制度に戻す必要があつた。

それを実現するため明治政府は、明治四年（一八七一年）、天皇の名において廃藩置県を布告した。つまり、藩を廃止し、新しく県という組織を置いて、地方の政治を新たに行うとしたのである。この制度により、藩の仕事をして生計を立てていた全国の武士が失業することになる。武士は江戸時代、刀を帯びた武力の実力集団であるから、通常なら暴動が起これと考えるとよい。しかし起こらなかった。このような政策が天皇の名において行われ、それに服することが美德であるという観念が日本の歴史の中で培われていて、併せて失業する武士が、日本の発展のためには仕方がないと、公の精神の下に武士として殉じたからである。それは自己犠牲の精神とも言える。

「新しい歴史教科書をつくる会」が編集して平成二十四年から四年間使われた中学校歴史教科書の『新しい歴史教科書』で、北陸の福井藩に雇われていたグリフィス（ウィリアム・E・グリフィス）というアメリカ人の記録が紹介されている。「廃藩置県の知らせが東京から届いたとき、失業することになる藩の武士たちは憤慨（ふんがい）して大騒ぎとなった。しかし、その渦中にあつても、藩校教え子の武士たちは『これからの日本は、あなたの国やイギリスのような国々の仲間

入りができる』と意気揚々と語った」と。

今まで支配の立場にあった武士が失職し、路頭に迷う改革を黙って受け入れた明治維新の成功は、まさに日本が世界に誇るべき偉業である。

これは、天皇の権威と武士の武士道があつてこそその話である。

ここで明治二十二年（一八八九年）発布の大日本帝国憲法の話に移ろう。

憲法は言うまでもなく、国家の仕組みの基本を示すものであり、それを制定し発布することは、国家としての知見の蓄積と、国家体制の整備がなされていることを前提としている。そうした蓄積のないところで、突然憲法を制定しても効果は出てこない。

言うまでもなく、この憲法は東洋では初めて制定された憲法である。

そもそも国家とは何か。西洋文明で発達した近代国家とは、国境を定め、その国内に生活する国民の安全と幸福を維持、発展させるためのものである。そしてその国家が大きくても小さくても平等に権利を持つという意味での「主権」を持つ。そのように国家としてまとまる権能を国際的に主権と呼び、国家どうしはその主権を互いに尊重しあい、結果として人類全体の幸福を願うものである。つまり、国家とは人類の歴史における一定段階に到達した際に作り出す人工物であり、それが西洋文明の下で発展し、国家をもつて人間が生活するようになることを第二章で述べたように、「国家文明」と言うのだ。

日本は有史以来、海という自然の防壁を国境として、その中で民、人民が平和に過ごしてき

た。そして共同社会を発展させ、自然に、国家文明たる「国家」の条件を整えていたのである。

欧米において国家は国民の自由や権利を基に、原則的に言語や宗教等の一致する共同体が、多くの場合、王を主権を代表する元首とし、国家を形成した。

フランスやアメリカのように、王をおかず人民が主権を持つとして、大統領等を主権の代表者たる元首にするような国家の形式もある。いささか形式は多様なところもあるが、国家が一定の国境をもつてその中に生活する国民の安寧、幸福を図り、増進させるものとして存在することには変わらない。

日本は有史以来、すでに国境を定め、国民の安全を維持し、幸福を増進させるための国家を明治以前に、実質的に実現していたと言えるのである。

要するに、日本は中華文明の傍らで、「天下」ではなく「国家」という独自の文明を築いていたのだ。現代の文明は、一文明内に複数の国家が共存することを原則とするが、ハンチントン（サミュエル・ハンチントン）が『文明の衝突』（鈴木主税訳 集英社 一九九八年）で言っているように、日本は一国家で一文明を築いていたという稀有な存在なのだ。

六、五箇条の御誓文と大日本帝国憲法

徳川慶喜の大政奉還を受けて、慶應三年（一八六七年）十二月九日（新暦で一八六八年一月三

日)、王政復古の大号令が発せられた。慶應四年(一八六八年)九月八日明治と改元する。その間「五箇条の御誓文」が發布される。すなわち慶應四年(一八六八年)三月十四日、明治天皇が京都御所の紫宸殿において、公卿・諸侯・百官を率いて、天地神明に誓われる形で発表された。議定兼副總裁の三条実美が天皇に替わって「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」から始まる五箇条を神前に奏上し、天皇が諸臣の先頭に立つて、新政に取り組むことを神々に誓ったのである。天皇の廷臣への命令として出したものではなく、君臣一体を表わすため、天皇が神々に誓う形式を取った。

五箇条の御誓文

- 一、広く会議ヲ興シ、万機公論ニ決スベシ
- 一、上下心ヲ一ニシテ、盛ニ経綸ヲ行フベシ
- 一、官武一途庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マザラシメン事ヲ要ス
- 一、旧来ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ
- 一、智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ

五箇条を誓った後、臣下に下した勅語には「斯国是ヲ定メ、万民保全ノ道ヲ立ントス」とあ

り、この国是を定めた目的は、「万民保全の道」にあることがはっきりと示してある。

つまり、国家形成の目的を「万民保全の道」だと宣しており、つまり日本はすでに観念の上で国家の実体を備えていたということだ。すでに、国家として存在している状態を、単に文章で言い表したのが「大日本帝国憲法」だと言える。憲法制定は日本にとってそれほどの難業ではなかったということになる。

じつは、日本では、国家が、民、国民のためにあるということとは『日本書紀』の記録にもすでに書かれている。『日本書紀』に仁徳天皇の事績として記されている有名なエピソードがある。家々から炊煙が立ち上っていない様子を見て、困窮して飯を炊くことができないからではないかと憂え、三年間税を止め、三年後に高台に立つて民のかまどに煙の立つのを見て、「そもそも天が天子を立てるのは、ひとえに百姓のためである。したがって天子は百姓をもつて本とする」と言ったと記されている。

これは、伝説に伝わる中国の古い聖帝を思い起こしながら述べたものであろうが、中国では少なくとも秦の始皇帝が中国を統一して以来、このような天子は一人も現れなかった。武力をもつて自己の繁栄を追う天子ばかりだったと言っても決して過言ではない。中国人が自ら「家天下」と称するものは、中国での「天下」であり、マックス・ウェーバーが言う「家産制国家」であらう。

確かに、西洋の国家文明に接し、新しく学んだこともあった。人民を「自由」や「権利」の概念

でもつてとらえることはそれまでしていなかった。国家の意思を定めるために、議会で話し合うという、議会政治についての考え方も、江戸時代の終わるまでは日本にはなかった。

だが、欧米の君主国にあつて、長い歴史を経て、やっとたどりついた立憲君主の考え方を、日本ではすでに自然に十分に完成させていたのだ。すなわち、「君臨すれども統治せず」で、君主は国家の意思の決定には関与しないものとし、それゆえに、君主は政治において失政するとうことはありえない。君主は無答責であるという考え方が西洋の君主国では、実態はともかくとして、理念的には確立していた。

その立憲君主の考え方が日本では、平安時代までも含めてよいが、鎌倉時代以降の幕府の制度によつて実践されていた。

先ほど、議会を設置するというような考え方は、江戸時代までは日本の人民の間にはなかったと述べたが、しかし六〇四年の聖徳太子の憲法十七条の第十七条には「事は独り断むべからず、必ず衆とともに宜しく論ふべし」とあり、人民との話し合いの中で決定をなすべしと、議会開設の原理を言っている。もつと以前には、神代の神議があり、それは日本民主主義の原点とも言える。

明治二十二年（一八八九年）二月十一日、大日本帝国憲法は発布された。

大日本帝国憲法の第一条は「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」となっている。憲法の起草にかかわった井上毅は明治二十年（一八八七年）五月、帝国憲法本文の試案の第一条を「日

本帝国ハ万世一系ノ天皇ノ治ス所ナリ」と記して、総理大臣の伊藤博文に提出した。井上はこの第一条をもつて、我が国の天皇統治の理念を宣明する規定にしようとした。これが最終的には伊藤の判断により、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」となり、大日本帝国憲法の第一条として確定した。しかしながら、この条文は井上の次のような意味を含意していた。（井上の遺稿集『梧陰存稿』より引用）。

御国にては、古来此の国の国土人民を支配することの思想を何と称へたるか。古事記に建御雷神を下したまひて大国主神に問はしめられし条に、汝之宇志波祁流葦原中国者我子之所知国言依賜とあり。うしはくといひ、しらすといふこの二つの詞で、太古に、人主の国土人民に対する働きを名けたるものなりき。さて一は、「うしはく」といひ、他の一は、「しらす」と称へたまひたるには、二つの間に差めなくてやはあるべき。大国主神には、汝がうしはけると宣ひ、御子のためには、しらすと宣ひたるは、此の二つの詞の間に雲泥水火の意味の違ふことゝぞ覚ゆる。うしはくといふ詞は、本居氏の解釈に従へば、即ち領すといふことにして、欧羅巴人の「オキュバイト」と称へ、志那人の富有奄有と称へたる意義と全く同じ。こは一の土豪の所作にして、土地人民を我が私産として取入れたる、大国主神のしわざを画いたるなるべし。正当の皇孫として、御国に照し臨み玉ふ大見業は、うしはくにはあらずして、しらすと称へ給ひたり。

何と、西洋の君主国の原理たる「君臨すれども統治せず」は、日本における天皇の場合は、大和朝廷の淵源となる神話の中にあつたものである。

このようなこともあつて、大日本帝国憲法にあつては「君臨すれども統治せず」は、いささかの抵抗もなく、天皇も、そしてその臣下も当然のこととして受け止めることができたのである。日本は憲法制定に当たつて、単にすでにある状態を文章化したに過ぎないと言えるほどに、すでに国家たりえたのである。この時点で何の努力も付加しないままに、すでに国家になつていたのである。

ここに、日本が天皇を戴くことの偉大さがある。日本の歴史が全人類によつて見つめられてよい理由である。

七、現行憲法の奇妙な解釈

ついでながら、現行憲法について見てみよう。現行憲法第一条の天皇の規定は「天皇は、日本の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」となっている。

この条文から、天皇は象徴ではあるが、国家の元首ではないという解釈が大つぴらに行われているようである。これは問題だ。日本の歴史を弁えないとんでもない解釈であると、台湾人の中には踏まえてできた、現行の日本国憲法においても依然として君主ではないか。私はあまり詳しくないが、日本にこの憲法を押しつけたマッカーサー自身が天皇は元首だとしていたと言うではないか。

日本の法学者や法関係者はこの憲法が明治の大日本帝国憲法の改正手続きを取つて曲がりなりにも改正されているというのに、何ゆえに天皇の歴史的背景を踏まえて、大日本帝国憲法の解釈を引き継ぎ、解釈をしないのか。まことに奇妙と言わなければならない。憲法学者をはじめとして日本の法関係者は何をしているのか。日本国憲法をより悪くしているのは、日本人自身が行う憲法解釈なのである。

一度戦争に負けたくらいで、何ゆえにマッカーサーの考えていた以上に、劣悪な解釈をして日本をダメにしていかなければならないのか。

現行憲法第四条第一項には「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」とある。しかしこの内容は大日本帝国憲法でも実質的には同じではないのか。それが立憲君主制のもともとの意味ではなかったのか。

つまり、天皇は、実際の政治決定には関わらないという立憲君主制は、大日本帝国憲法にお

いて築かれていた日本の憲法の、根幹の中の根幹ではなかったか。

大日本帝国憲法で「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と表現した。「君臨すれども統治せず」と同じ「統治」という言葉を使い、「統治せず」という原理の下にありながら憲法では「統治す」と言い表わすことになり、そのために混乱することになったが、大日本帝国憲法の「統治」は「しらす」という意味で、その言葉自体が「君臨すれども統治せず」の意味をもっていたのだ。

このように考えれば、「元首」と「象徴」とは表裏の関係にあり、天皇が元首でなくして象徴たりえないということは、憲法自体が証明していると言える。しかし、日本の法関係者や、憲法学者は占領軍も予想していなかったような劣悪な解釈をしているようだ。

集団的自衛権について、歴代の内閣法制局長官は、日本は集団的自衛権を保持するけれども行使はできないと奇妙な解釈に固執してきた。集団的自衛権の問題は、日本の安全ということがテーマであるのに、そのことには一顧だにせず、「保持するけれども行使はできない」と奇妙奇天烈なことを言い張った。これで日本の政府の内閣法制局長官と言えるのか。

やはり、こうした奇妙な解釈を排除するには、官僚に任せず、政府自身が解釈をなすべきだ。日本の社会には今なお、占領下で占領軍によって実行されたウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム（日本人に戦争贖罪意識を育成するための実施計画）の作用が働いている。

しかし、昭和二十七年（一九五二年）に占領が終わって六五年、現在なお、作用が続いている

のは占領軍が原因ではない。日本人自身によるものだ。占領軍は六五年前にアメリカに引き揚げている。それ以後は、日本人自身が日本という国家を動かしているのだ。

日本が戦争に負けて、そのことによって利得を得た者がいると言われている。その敗戦利得者が、そうした作用を引き続き働かせているのだ。そして歴史認識においても、ことさらに自虐的に見ようとするのだ。占領軍の引き揚げた後、こうしたウォー・ギルト・インフォメーション・プログラムを継承して、継続して作用を出し続けた敗戦利得者は、多くは、戦争に行かなかった武士道をわきまえていない学者や官僚やマスコミの人たちだ。その人たちによって日本は貶められており、その人たちによって、日本をダメにされているのみならず、近隣諸国にも、大いなる迷惑を及ぼしているのだ。

遡れば神話にたどり着く天皇の存在は、中国の皇帝が遭遇したほどの苛酷なものではなかったが、それなりに危機はあった。しかし、先祖がそれなりに努力し、その危機を乗り越え、存続を図り、現在では断トツに世界最古の王朝となっているのだ。

このような王朝の存続が、日本の発展に大きく貢献していることは第四章で述べた。戦争を少なくして、つまり人殺しをあまりせず歴史を発展させたということを、十分に説明したつもりだが、もう一点、歴史の事象としてはつきり指摘できるものを示しておきたい。それは宗教文化だ。

朝鮮半島に李朝が建ったとき、李朝は三国時代から高麗王朝まで千年以上にわたって大切に

していた仏教を大弾圧し、仏教を朝鮮の社会から追い出した。それまでの朝鮮で大切にしていた精神支柱の一つである仏教が、李氏王朝が武力を背景にして排除され、消滅していった。武力を背景にしているだけに、朝鮮の人々は抵抗できなかった。

日本では一三世紀になって、比叡山に置かれた天台宗から誕生する形で、浄土宗や日蓮宗など庶民の仏教が発展していった。これらは武力を背景とした政策展開ではなかった。仏教それ自体の内的発展だった。第一章で述べたが、朝鮮半島では、一四世紀末、李成桂が明の軍勢力を背景に、高麗を滅ぼした。明から「朝鮮」という国号を下賜され、その代わりに明の皇帝を神様として拝跪するようになった。

中国では仏教に心酔し、仏教の深奥を極めながらも、四四六年、北魏の太武帝が僧侶の墮落を理由に、興隆していた仏教に大弾圧を加える。寺や仏塔は壊され、僧侶は追放された。武力を背景にした皇帝の命令ゆえに誰も抵抗することはできなかった。

また、五〇二年南朝で仏教に心酔した武帝によって梁が建てられたが、梁は裏切りに裏切りを続けてきたるくでもない侯景によって滅ぼされる。

日本でも、聖徳太子以来、奈良を中心に興隆した仏教が、一時批判されるようになっていった。だからと言って、奈良の寺院や仏像を破壊することはなかった。桓武天皇によって都を今の京都に遷し、比叡山に新しい仏教の基盤をすえ、古い仏教はそのままにした。仏教は庶民に広がり、歴史的な古い寺院は、信長の例外はあるものの、武力によって弾圧されたり壊される

ことはなかった。

戦後、占領軍の最高司令官マッカーサーは、日本をキリスト教化しようと試みたが、いささかも成功しなかった。

仏教は現代日本人に心深く蔵されている。もし、朝鮮半島に今なお仏教が隆々と盛んであるなら、今の韓国と北朝鮮の人たちはもつと柔和な国民になっていたのではないだろうか。原始社会のままの、シャーマニズムに左右されて、日本を呪い続けることもなかったろう。

日本は、天皇が存続することによって、仏教のみならず、あらゆる文化が、過去のものをあえて壊すことなく、古い文化の上に新しい文化を積み上げていくという形で発達していった。日本の歴史を外から見ると、その意義がよく見えるのだ。それは、神道と仏教が習合したように、「習合」の原理がずっと生きているからだ。

日本人が自信をもって立派な歴史を顕彰することは、日本人にとってのみ良いことではない。我々台湾人にとつても必要であり、中国や朝鮮半島でも心ある人にとつても必要なのだ。日本には反日日本人という、いかにも公明正大でない人たちがいる。反日日本人は反日として日本だけをダメにしているのではない。他国をもダメにしていることを知るべきだ。日本で目覚めている人は、こうした反日日本人とはどこの誰であり、何をしている人か、何をした人かをもっと明確に指摘して、社会的にはつきり糾弾すべきだ。

本章は、日本の天皇を戴く国のあり方がいかに優れたものか、いかに日本の発展に貢献して

いるかを明らかにする章だったが、日本人自身がそのことに必ずしも十分に気づいていないことを指摘して、この章を終えたい。